

○理学療法士免許証、作業療法士免許証の再交付申請手続について

<p>手続概要</p>	<p>理学療法士、作業療法士の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>理学療法士及び作業療法士法施行令第6条、理学療法士及び作業療法士法施行規則第6条</p>
<p>申請方法</p>	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
<p>その他</p>	<p>【手続対象者】 理学療法士免許証、作業療法士免許証を破ったり、汚したり、紛失して免許証の再交付を希望する理学療法士、作業療法士 【提出時期】 随時 【手数料(説明)】 手数料(収入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。 【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>